



総務省

資料 1 - 14

インターネット上の誹謗中傷等の 違法・有害情報への対策について

令和 6 年 6 月 21 日
総 務 省

インターネット上で、自分に関する誹謗中傷等を 他人から書き込まれた場合

発信者



事業者
(SNS事業者等)



被害者



そもそも、誹謗中傷等を自ら書き込まないために

1 ユーザのICTリテラシー向上

誹謗中傷等の投稿を削除したい

2 事業者に投稿の削除を申請

書き込んだ相手に損害賠償を求めたい

3 発信者情報開示請求

どうしたらよいか分からない

4 相談窓口への相談

総務省の取組

- 誹謗中傷等の発信をさせないため、ICTリテラシーを高める活動として、
 - ・教材冊子の作成公表、
 - ・出前講座
 - ・専用特設サイトの拡充等を継続的に実施。

総務省の取組

- プロバイダ責任制限法による、削除に関する責任制限制度の運用。
- 事業者の取組のモニタリング。

削除については制度化が進んでおらず、課題が多く存在。

総務省の取組

- プロバイダ責任制限法による、発信者情報開示請求制度を継続的に運用。
- 令和3年に法律改正等により、対策を強化（新たな裁判手続の創設）。

総務省の取組

- 対応方法を案内できるよう、総務省等が運営する相談窓口（違法・有害情報相談センター）等における体制や相互連携について、継続的に強化。

誹謗中傷等のインターネット上の違法・有害情報に対処するため、大規模プラットフォーム事業者に対し、

①対応の迅速化、②運用状況の透明化に係る措置を義務づける。

改正事項

大規模プラットフォーム事業者^{※1}に対して、以下の措置を義務づける。

※1 迅速化及び透明化を図る必要性が特に高い者として、権利侵害が発生するおそれが少ない一定規模以上等の者。

① 対応の迅速化（権利侵害情報）

- ・ 削除申出窓口・手続の整備・公表
- ・ 削除申出への対応体制の整備（十分な知識経験を有する者の選任等）
- ・ 削除申出に対する判断・通知（原則、一定期間内）

② 運用状況の透明化

- ・ 削除基準の策定・公表（運用状況の公表を含む）
- ・ 削除した場合、発信者への通知

上記規律を加えるため、法律^{※2}の題名を「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」（情報流通プラットフォーム対処法）に改める。

※2 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法：プロバイダ等の免責要件の明確化、発信者情報開示請求を規定）

施行期日

公布の日（令和6年5月17日）から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日